

耐震診断等判定手数料

判定区分(棟別) 面積・工法等区分		耐震診断	耐震改修計画	耐震診断 耐震改修計画
一般	$A \leq 500\text{m}^2$	150,000	150,000	240,000
	$500\text{m}^2 < A \leq 1000\text{m}^2$	165,000	182,000	278,000
	$1000\text{m}^2 < A \leq 2000\text{m}^2$	182,000	200,000	306,000
	$2000\text{m}^2 < A \leq 3000\text{m}^2$	209,000	240,000	382,000
	$3000\text{m}^2 < A \leq 4000\text{m}^2$	240,000	276,000	439,000
	$4000\text{m}^2 < A \leq 5000\text{m}^2$	288,000	331,000	526,000
	$5000\text{m}^2 < A \leq 10000\text{m}^2$	360,000	414,000	658,000
	$10000\text{m}^2 < A \leq 15000\text{m}^2$	414,000	455,000	739,000
	$15000\text{m}^2 < A \leq 20000\text{m}^2$	476,000	524,000	850,000
	$20000\text{m}^2 < A \leq 25000\text{m}^2$	547,000	602,000	977,000
	$25000\text{m}^2 < A \leq 30000\text{m}^2$	629,000	692,000	1,123,000
$30000\text{m}^2 < A \leq 40000\text{m}^2$	723,000	795,000	1,290,000	
その他	別途算定	判定単位ごとの構造 床延べ面積に応じた判定手数料額の合計		
	屋内運動場	ギャラリーより下部が鉄筋コンクリート造、上部が鉄骨造の場合は、 上記手数料の1.5倍とする。これ以外は上記手数料とする。		
	鉄骨造	上記手数料の1.2倍とする。		
	木造,特殊工法,材料,複合構造,その他の場合	別途算定		

- (1) 判定単位：対象建築物の判定部分をいう。
- (2) 延べ面積(A)：判定対象建築物の各階の構造床面積の合計をいう。
- (3) 耐震診断・改修計画判定：耐震診断判定と耐震改修計画判定を同時に行うものをいう。
- (4) 一般：単数の判定単位を有する耐震診断等をいう。
- (5) その他：複合：複数の判定単位を有する耐震診断等をいう。
：特殊工法,材料等：特殊な工法、材料、技術等が採用され判定作業量の増大が見込まれるものをいう。
：複合構造等：構造形式が複合構造で、判定作業量の増大が見込まれるものをいう。
- (6) 判定手数料：1棟にかかる料金とする。(1棟で構造計算が複数に分かれるものは、別棟扱いとする。)
：一次診断のみの受審は、上記手数料の80%とする。
：判定会の開催回数が2回を超える場合は、1開催につき再審は当初手数料の50%、簡易な修正は20%とする。ただし、委員長を含めた委員での再審査の場合には、開催回数を問わず1開催につき当初手数料の80%とする。
：事前審査時に特殊物件と判明した場合、または事前審査後(事前相談後)に申請を取り下げた場合には、別途協議のうえ決定する。
- (7) 判定書交付後の変更申請：交付後に耐震改修計画の変更を行う場合は変更申請を行うこと。
：変更申請に提出する書類は、耐震改修計画判定提出書類に準ずる。
- (8) 判定範囲外：制震構造,免震構造を採用した改修計画は、判定評価の対象外とする。
- (9) 表に定めのないものについては、別途協議のうえ決定する。